

契約の保証および前払金保証の電子化について

令和5年7月1日より、契約の保証および前払金保証について、電子による取扱いを開始します。
(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)
具体的な電子化による取扱いにつきましては 保証事業会社(※)に確認のうえ、手続きを行うようお願い申し上げます。

※保証事業会社... **西日本建設業保証株式会社**、
北海道建設業信用保証株式会社、
東日本建設業保証株式会社

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先: 保証事業会社)

電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先: 保証事業会社)

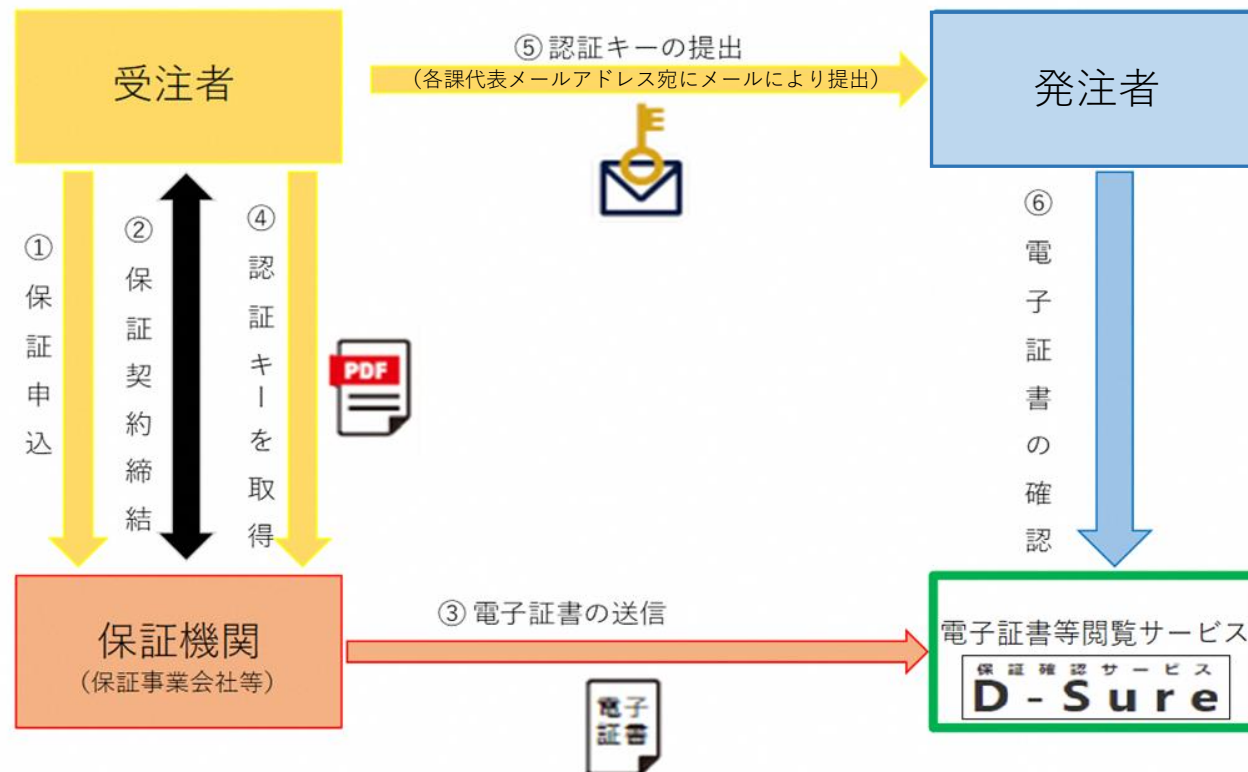
電子化対象

③公共工事履行保証証券

履行保証保険証券 (引受先: 損害保険会社)

令和5年6月30日時点では電子化対応は未定です。

電子化による取扱いのイメージ



「保証契約番号」と「認証キー」、前払金請求書等の送付先メールアドレス

契約の保証 : o-kanzai@city.oda.lg.jp 《総務部総務課入札係》

前払金保証 : 各事業課の代表メールアドレス [《こちらで確認してください》](#)
(中間前払金含む)

受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、
発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。